

特養あずみの里 業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会ニュース

連絡先 〒399-8204 長野県安曇野市豊科高家 5285-11 協立福祉会気付 **2017年3月24日 No.9**

TEL 0263-71-2300 FAX 0263-73-0788

起訴内容の変更(訴因変更 訴因追加)により新たな展開に

検察は「Kさんに対する注視を怠りドーナツを誤嚥・窒息させ、心肺停止状態におちいらせ、低酸素脳症により死亡させた。」(⇒**注視義務違反**)としていた旧起訴状から「誤嚥」という単語を除くなどの訴因変更と、「Kさんに提供すべき間食の形態を確認しないまま、漫然とドーナツを配膳して提供した過失」(⇒**食事形態確認義務違反**)という内容で訴因追加を申請しました。これを裁判所が認めたことにより新たな局面を迎えました。

新署名に取り組みます お手元に集まっている署名は会事務局へ

検察からの起訴内容の変更が裁判所に認められ、新たな局面を迎えたことでこれまで取り組んできた署名は終了し、新署名に取り組むことになりました。署名用紙は準備ができ次第あらためてご協力をお願いいたします。

これまで取り組んできた署名について、記入済みのものがお手元にありましたら会事務局までご送付ください。今後新署名とともに裁判所へ届けます。



↑3/13 二次分として
76,862 筆を裁判所に
提出しました
【累計 176,425 筆】

4/23(日)支援者集会

13:30 開会 安曇野スイス村「サンモリッツ」大ホール(安曇野市)

第6回公判(3/17)に多数の傍聴支援

3/17 長野地方裁判所松本支部にて行われ、県内外から多く支援者が集まりました。今回は検察官から訴因変更請求書の朗読と検察官による冒頭陳述がありました。公判後、弁護団より支援者へ報告集会を行いました。



神奈川から支援にみえた方のスケッチです

【当日日配布資料より抜粋】

- 二 あらたな局面(注視義務違反、食事形態確認義務違反)に対してどう立ち向かうか
1. 検察官の異例の訴因変更請求は、「旧訴因(注視義務違反)は認められない」と弁護団が冒頭陳述などで検察を追い詰めてきた結果である。
 2. 検察の態度は、介護施設での死亡事案について職員を「業務上過失致死」で起訴した以上、何が何でも有罪を取ろうという異常な執念のあらわれであり、介護を委縮させ、高齢者の尊厳を危うくするもの。
 3. 新たな訴因(食形態を確認しないで、ドーナツを配膳した過失)は、介護施設と介護職員の「責任」をやみくもに広めるものであり、本件裁判は、ますます、我が国の介護の未来がかかったものになってきている。

行動提起

起訴内容の変更に伴い、署名用紙も新たにします。今まで協力していただいた方々も含めて、再度署名をお願いし、広げ、世論で包囲しましょう

- ①山口さんと裁判で証言台に立つ仲間職員と一体となって励ましあい勝利まで闘い抜こう、現場を励まし続けよう
- ②新署名の取り組み、会員拡大や募金をあらゆる場で訴え、運動の財政を確立しよう
- ③大規模な学習支援集会や宣伝活動を強めよう